

令和6年第4回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 令和6年12月18日 午前10時00分 開会
午後 4時52分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	欠 員
7番	吉村 始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井 覚	14番	藤井本 浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古和彦	副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿本剛也	企 画 部 長	高垣倫浩
総 務 部 長	林本裕明	財 務 部 長	米田匡勝
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教 育 部 長	勝眞由美
上下水道部長	井邑陽一		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	板橋行則	書 記	神橋秀幸
書 記	岸田聖士	書 記	西邨 さくら

6. 会議録署名議員 2番 横井晶行 3番 柴田三乃

7. 議事日程

日程第1	議第60号	葛城市農畜産物処理加工施設条例の一部を改正することについて
日程第2	議第61号	葛城市道の駅かつらぎ条例の一部を改正することについて
日程第3	議第62号	葛城市水道法施行条例の一部を改正することについて

- 日程第4 議第65号 令和6年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について
- 日程第5 議第66号 令和6年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第6 議第67号 令和6年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第7 議第68号 令和6年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第8 議第69号 令和6年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第9 議第70号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第71号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第72号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第73号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第74号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第75号 令和6年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 日程第15 議第76号 令和6年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第16 議第77号 令和6年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第17 議第78号 令和6年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第18 発議第3号 葛城市議会議員定数条例の一部を改正することについて
- 日程第19 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 議第70号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて
- 追加日程第2 議第71号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 追加日程第3 議第72号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 追加日程第4 議第73号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 追加日程第5 議第74号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の

一部を改正することについて

追加日程第6 議第75号 令和6年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について

追加日程第7 議第76号 令和6年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について

追加日程第8 議第77号 令和6年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について

追加日程第9 議第78号 令和6年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決について

開 会 午前１０時００分

奥本議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより令和６年第４回葛城市議会定例会第４日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

なお、報道関係者からの撮影の申出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

ここで報告事項を申し上げます。

去る12月９日の本会議において、吉村始議員が一般質問された市の人権政策についての中で、市長が最後に答弁された中の一部について、市長から発言の取消しの申出がありました。この取消し申出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、市長からの発言の取消し申出を許可することに決定いたしました。

なお、会議録につきましては、後刻、議長の下で精査の上、措置させていただきますのでご了承願います。

次に、市長より条例の一部改正５議案と、各会計補正予算４議案が追加議案として提出されました。また、議員から発議第３号議案が提出されておりますので、各常任委員会における付託議案以外の調査案件等と合わせて、これらの取扱いについて、本日午前９時より議会運営委員会を開催いただき、議事日程、審議方法についてご協議いただいております。この件につきまして、議会運営委員長よりご報告願います。

13番、西井覚議員。

西井議会運営委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、議第70号から議第74号までの条例の一部改正５議案及び議第75号から議第78号までの各会計補正予算４議案が市長より追加議案として、発議第３号議案が議員から提出されたことを受けまして、その審議方法について、本日12月18日午前９時より議会運営委員会を開催し、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査と合わせまして慎重に協議いたしておりますので、その内容についてご報告いたします。

まず各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきましては、総務建設常任委員会から、指定管理者制度に関する事項、葛城インターチェンジエリアのまちづくりに関する事項、その他総務建設常任委員会の所管に属する事項の３項目を常任委員会の調査事項とし、審査を行いたい旨の申出がありました。

また、厚生文教常任委員会からは、就学前児童の保育と教育に関する事項、部活動の地域

移行に関する事項、葛城市社会福祉協議会に関する事項、その他厚生文教常任委員会の所管に属する事項の４項目を常任委員会の調査事項とし、審査を行いたい旨の申出がありましたので、それぞれの付託議案以外の所管事項の調査として審査を願うことと決定いたしました。

なお、これらの調査案件については、閉会中も継続して審査を要するとして、各常任委員長より議長に対する閉会中の継続審査の申出がなされております。

次に、追加議案につきましては、日程第８までの議案の採決終了後、まず日程第９、議第70号から日程第13、議第74号までの条例の一部改正５議案を一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、総務建設常任委員会に付託し、審査をお願いします。

次に、日程第14、議第75号から日程第17、議第78号までの各会計補正予算４議案を一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、本定例会にて設置されております予算特別委員会に審査を付託します。議案が付託された後、本会議を暫時休憩し、休憩中に総務建設常任委員会と予算特別委員会を開催し、追加議案についての審査をお願いいたします。そして、２つの委員会終了後、本会議を再開し、まず付託議案の日程追加について諮っていただきます。

日程追加後、まず議第70号から議第74号までの条例の一部改正５議案を一括上程し、総務建設常任委員長からの委員長報告、委員長報告に対する質疑の後、議案ごとに討論、採決をお願いします。

次に、議第75号から議第78号の各会計補正予算４議案を一括上程し、予算特別委員長からの委員長報告、委員長報告に対する質疑の後、１議案ごとに討論、採決をお願いいたします。

次に、日程第18、発議第３号の葛城市議会議員定数条例の一部改正議案につきましては、上程し、その提案説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

以上、報告といたします。

皆様方のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

奥本議長 お諮りいたします。

追加議案等の取扱いにつきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたしました。また、各常任委員会の皆様には、それぞれの調査案件につきまして慎重に審査いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告をお願いします。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

７番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る12月4日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託されました2議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、12月10日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、農地の有効活用に関する事項についてであります。

理事者からは、遊休農地の現状、農業委員会による現地調査や解消活動、農業公社の先進事例について報告がありました。

委員からは、先進事例について検討していきたいとのことであったが、今後の検討課題の中において、公社制度についてどのように考えているのかという問いがあり、市長より、農地をどのように管理していくのかということについて行政内で検討している中、今回は公社の形態を探し出してきたが、必ずしも公社を最終目標にしているわけではなく、幅広く手段の検討をしたいと考えている。また、あくまでも今回の報告は事例の紹介で、公社という形態は、今までの行政は様々な補助という形で農地に関わってきたが、補助金制度ではなく、直接管理するのも税金の使い方としてよいのではないのかというところを原点に始まったことである。来年度1年間はいろんな検討を重ねていきたいと考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、積極的な農業政策として様々な形態を検討されとのこと、大いに期待したいという意見がありました。

次に、尺土駅前周辺整備事業についてであります。

理事者から、エレベーターの稼働状況や道路工事の進捗状況について報告がありました。

委員からは、現在、2階のデッキが歩道橋の設置のために開いており、駅の利用者から防護柵はあるが、真下に地下道が見えて落ちそうだと危惧する声もあるが、安全対策についてどのように考えているのかという問いがあり、歩道橋設置のために開けており、安全対策のために壁を造ると設計も変わってくる。既に設置済みの防護柵も国の安全基準に基づき設置しているものであり、視覚障がい者がエレベーターを利用されても、動線に点字ブロックを敷設したので、直接落ちることはないと思われるという答弁がありました。

この答弁を受けて、委員からは、複数の利用者から転落の心配もあると危惧する声をいただいているので、更に安全となるように再検討いただきたいという要望がありました。

また、ほかの委員からも、デッキがかなり大きく開いているので、雨の日に吹き込みがあると思う。一度確認してもらい、雨の対策を講じてもらいたいという要望がありました。

次に、デジタル田園都市国家構想交付金事業の効果検証についてであります。

理事者からは、令和5年度から実施しているデジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業である葛城インターチェンジ周辺エリアを軸とした観光産業創出事業における令和5年度の達成状況と効果検証についての報告がありました。

理事者からの報告を受け、委員からは、ちゃんこ鍋コンテストに関連した波及効果という問いがあり、理事者からは、飲食店の従業員新規雇用者数というところで、目標として5名と挙げていた。当初はゼロであったが、現在は寺口にちゃんこ屋がオープンし、そこから

独立された居酒屋が北花内にも11月にオープンし、そちらでもちゃんこ鍋を取り扱っているという答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、市内の飲食店に企画商品としてちゃんこ鍋を出してもらったら、雰囲気はまた変わると思う。ちゃんこ鍋を売り出すのであれば、市の宣伝も含めて盛り上げていただきたいという意見がありました。

また、ほかの委員からは、多言語対応観光サイトについて、アクセス数や何人がこのサイトを見て来られたのか等の効果検証はされたのかという問いがあり、理事者から、多言語対応観光サイトの11月30日現在での閲覧者数は7,491人である。また、観光サイトを見て訪れたという話はまだ聞いたことはないが、道の駅かつらぎの観光インフォメーションにあるデジタルサイネージをご覧になって、京都から相撲館に来られた方がいらっしゃったという答弁があり、この答弁を受け、サイトを閲覧された7,491人のうち、日本人と海外の方の内訳はどうなっているのかという問いがあり、ページビュー数での計測では日本語版1万6,294回、英語版1,762回、フランス語版1,179回となっている。

この答弁を受け、まだ4月から始めたばかりなので、これからだと思う。やはりこのウェブサイトにどうやってたどり着いてもらうのか、その方法を考えていただきたいという要望がありました。

最後に、葛城市総合戦略の計画の見直しについてであります。

理事者より、第2期葛城市総合戦略の計画期間を2年間延長することや、デジタル田園都市国家構想総合戦略の基本的な考え方を反映させることから、見直しを行う旨の報告がありました。

委員からは、以降の見直しは5年ごととなるのか、10年ごととなるのかという問いがあり、総合計画の部分は10年ごとの見直しとなり、総合戦略の部分は5年ごとの見直しとなるという答弁がありました。

この答弁を受けて、それでは、総合戦略の見直しを令和6年度にしてもよかったのではないのかという問いがあり、総合計画の計画期間に合わせる理由として、総合計画のスタートに合わせることで、策定にかかるコストも合わせることができ、他市においても同様に進めている実態もある。総合計画は10年間、総合戦略は5年間と計画期間が異なっているが、本来、総合計画も5年間で中間の見直しが必要で、それも兼ねて、整合性を取りながら、見直しの作業を行うために、令和9年度からスタートする計画で併せて作業をしたいと考えているという答弁がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされておりますことを付け加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

奥本議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

5番、杉本訓規議員。

杉本厚生文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る12月4日の本会議におきまして、厚生文教常任委員会に付託されました1議案と、本委員会所管の調査案件につきまして、12月11日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審

査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、就学前児童の保育と教育に関する事項でございます。

理事者からは、延長保育料の返還に関して、報告書を用いて、これまでの経緯や担当職員への聞き取りの結果、専門家の意見や再発防止策について報告がありました。

委員からは、3歳以上の保育料無償化のために条例改正は全国的に行われたと思うが、葛城市と同じような間違いは他市で起こっていないのかという問いがあり、同じような事象がないかは、まず県内で調べた。保育料の徴収について、葛城市の場合は条例で定めているが、他市の場合は規則で定めていることが多く、そもそもの立てつけ方に差があった。全国的にも報道発表等を調べたが同じような事例を見つけることはなかったとの答弁がございました。

ほかの委員からは、条例改正事務に対する関係者へのヒアリングの部分で、関係者の多くが異動して間もなく、制度及び条例改正内容に関する理解が浅かったという意見が出ている。その対応として、適切な人事配置を行うということだが、具体的にはどのようにしていくのかという問いがあり、副市長より、今後の人事において、当然、各部長、課長、担当者に対し、ヒアリングを行い、適正な人事配置を行っていきたいと思っている。ローテーションでうまく指導が行える形が取れるような人員配置は行っているが、今回こういった事象が起こったことは否めないで、今後注意して人事配置を行っていきたいとの答弁がありました。

ほかの委員からは、職員の意識向上について、市長はまず指導をしていただき、しっかりスキルアップしていただくための業務の改善とともに、向上も目指していただきたい。今回このような非常に詳しく調査をしてご報告いただいたことについては一定の評価をさせていただくと意見がございました。

また、この調査案件では、ほかに理事者より、令和7年4月から3歳以上の保育所等を利用されている2号認定の児童の給食費の変更を検討していることについても報告がありました。

次に、葛城市社会福祉協議会に関する事項であります。

まず初めに、理事者からは、葛城市社会福祉協議会に対する奈良県の運営指導について報告がありました。

委員からは、この間違いが起こった原因はという問いがあり、放課後デイサービスにおいて、児童指導員か保育士の2名を現場に配置することが決まっているが、アルバイト5名のうち1名が途中で辞められ、シフトのローテーションの中で、資格を持った2名を配置できない状況が数日発生したとの報告を受けていると答弁がありました。

この答弁を受け、ほかの委員より、1年間その状況が続いたことであるが、なぜアルバイト1名を確保できなかったのか。また、なぜその状況に対処しなかったのかという問いがあり、アルバイトの方が辞められた段階で探していたが、資格を持った方をなかなかすぐに採用できず、そのまま行ってしまった。要件を満たしていないことは理解していたが、1日2日であっても、全ての月に減算になるというところまでは理解していなかったと聞いているとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、人事間交流をされている中で、市としても一定の責任が出てく
ると思う。市からもきちんと指導などをしていただきたいとの意見がありました。

次に、理事者より、葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況報告として、福祉総
合ステーションの施設利用者数及び事業収入等についての報告がありました。

委員からは、コロナ禍以前の状態に戻っているのかという問いがあり、伸びはあるが、コ
ロナ前の令和元年の4月からの7か月間と、令和6年4月からの7か月間の数値を比較する
と、7か月の経過段階なので分からないが、戻り切っていないところがあるとの答弁があり
ました。

この答弁を受け、ほかの委員からは、令和5年度から比べると、6年度は利用者数、収入
ともに上がっている状況であるが、派遣された職員の指導による効果と判断していいのかと
いう問いがあり、以前から経営改善については、市からもいろんな話をしている中で、直接
2人の職員に行ってもらったことによる意識改革はかなり進んでおり、このような数値につ
ながっている部分はあると思うという答弁がありました。

また、ほかの委員からは、売上げなどを考えると、市内はもちろん、市外の方も含め、た
くさんの方に来ていただいたほうがいいと思う。市内市外の利用者の割合や、チラシやのぼ
りの効果検証についても次回聞かせていただきたいとの要望がありました。

以上であります。このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、また、意見が出されて
いることを付け加えまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

以上です。

奥本議長 次に、会期中に開催されました議会改革特別委員会の審査状況について、委員長より報告
をお願いします。

1番、西川善浩議員。

西川議会改革特別委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、今定例会中
に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

委員会につきましては、12月10日午後3時30分より開催し、議会改革に関する事項につい
て、葛城市議会基本条例の検証などについて、一般質問における補足資料の使用に関する取
扱基準についての3つの項目について協議を行いました。

初めに、議会改革に関する事項についてであります。かねてより本委員会で調査していま
した議員定数、報酬、政務活動費について、今回は特に議員定数について、次期市議会議員
選挙まであと1年を切った現在において、新たに立候補を予定している方にとっても重要な
ことであるため、本委員会としての統一した方針を出すことができるのか、また今回の委員
会をもって調査や協議を終結するのか、委員皆様の意見を確認しました。

委員からは、実際、議員定数が削減されたときに、委員会運営をどうするのかというこ
とも、本委員会で調査すべきであると考えている。この段階で委員会としての結論を出すのか、
委員の意見統一が図れなければ、結論を出さないまま、委員会として調査を終結するのか、
本委員会としてまとめは必要ではないのかという意見や、議員定数について、何人が適当で
あるかは永遠のテーマである。確かに、新たに立候補を予定している方がいるのであれば、

準備もあることなので、今定例会で決めておくことが我々議員の責任である。

また、ほかの議員から、調査報告書の中では、類似自治体と比較して、葛城市は、議員定数は少ないとなっているが、奈良県内近隣市の状況では、厳しい財政状況の折、身を切る改革を進めておられる。そのような状況も加味する必要がある。この委員会でもう少しいろんな意見が出て、委員みんなの合意が得られればいいが、できなくても、それらの議論を参考に、議員発議していただいてもいいと思う。委員会構成の面について、もう少し協議が必要と考えている。

そのほかにも、議員発議で定数減の議案提出を以前から考えていた。しかし、本委員会が調査していることもあり、現在に至っている。私が議員発議をしても、議員皆様の賛同も必要であるので、本委員会で協議した内容を参考に、この12月議会中に発議したいと考えているなどの意見がございました。

また、委員の多くが、議員定数を削減するべきであるという意見から、仮に削減するとなった場合、何人削減するのが適当であるかと考えるのか、委員全体に確認をさせていただきました。このたびいただいた意見に加え、前回の本委員会において、議員定数の考えについて、委員皆様の意見も確認させていただきました。

また、以前の議会全員協議会においても、議員全員から同様に意見をいただきました。それらのことを熟考した結果、現時点において統一した方針を出すことは困難であるため、議員定数について言及することは難しいと判断をいたしました。

しかし、本委員会では、葛城市議会を客観的に比較した資料として、議員定数・報酬・政務活動費に関する基礎調査報告書を作成をいたしました。また、本年8月に開催をしました市民懇談会において、本調査報告の内容について報告をさせていただきました。また、参加されました皆様にアンケート調査を実施し、議員定数、議員報酬、政務活動費に関してご意見を頂戴いたしました。

このように、本委員会では可能な限り調査をさせていただきましたので、今後、議員提案で議員定数に関する条例案が提出されたときには、審査資料として活用していただける情報は提供できたと思うので、一定の成果はあったと評価するものでございます。

次に、議員報酬と政務活動費について、今後どのように進めるのか協議をいたしました。

委員から、議員報酬や政務活動費については議員定数と関係するものなので、まず議員定数が確定すべきであるという意見や、議員定数が確定しないと、財政への影響額などが把握できないので、今回これ以上協議することはできないが、議員定数が確定したら、必ず本委員会で引き続き協議していただきたいという意見と、議員報酬と政務活動費については、議員定数を切り分けて考えていただきたいという意見や、議員定数と議員報酬、政務活動費は別の問題であるので、議員定数を削減したからといって、そのことによって影響を受けるものではない。政務活動費については、議員の資質向上のための費用であるので、これについても報酬と同時進行で協議をしていただきたいという意見がございました。

また、現在の議員定数、議員報酬が決まってからかなりの年月が経過をしています。その間、職員賃金が、幾ら上がっているのか、また、現在の報酬が決定されるときに何を参考に

したのか。何か客観的なデータを基に判断して、第三者機関である報酬等審議会で判断していただきたいという意見がございました。

議員報酬や政務活動費については、議員定数と関係ないとしたとしても、協議を進める上で、予算規模や影響額を把握した上で協議すべきであるということから、今回の委員会では協議はしないが、議員定数が確定すれば、改めて本委員会で協議していくことになりました。

次に、葛城市議会基本条例の検証などについてであります。昨年は9月に本委員会の委員で検証を行い、同月の定例会において、委員長報告をしましたが、本年においては、基本条例の条文個々について、全議員に評価をしていただき、議会改革特別委員会の正副委員長において、評価を集約した評価集計を作成し、ホームページに掲載することにしました。議員の評価については、紙媒体以外にペーパーレスやICT化を考慮し、LINEWORKSのアンケート機能を利用して回答をできるようにしました。令和7年1月中旬に各議員の評価を集計し、議会閉会中の2月に本委員会を開催し、委員の皆様へ評価集計の内容を確認していただき、3月の定例会で委員長報告をした後に、ホームページに評価集計表を掲載することになりました。

最後に、一般質問における補足資料の使用に関する取扱基準についてでございます。現在、葛城市議会では、一般質問での補足資料として、議長の許可を得てパネルを活用することを認めております。今般、補足資料を議場モニターやライブ中継をご覧の方にも見やすくできるように、データを活用することにつき、使用する補足資料について、一定の基準が必要であるとのことから、一般質問における補足資料の使用に関する取扱基準案を作成したので、その内容について意見を求めました。その結果、基準案にはほぼ同意をいただきましたが、提出された補足資料をホームページに掲載することについては、時期尚早ということで、その部分を削除した本基準案を承認し、令和7年3月定例会の一般質問から電子データによる補足資料の使用が始まることとなりました。

以上で、議会改革特別委員会が、本定例会中に開催をいたしました審査状況についての報告といたします。

奥本議長 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告等は以上であります。

これより日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。日程第1、議第60号及び日程第2、議第61号の2議案を一括議題といたします。本2議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第60号、議第61号の2議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

議第60号、葛城市農畜産物処理加工施設条例の一部を改正することについて及び議第61号、葛城市道の駅かつらぎ条例の一部を改正することについての2議案については、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、葛城市農畜産物処理加工施設条例の事業内容に、道の駅に関する文言が追記さ

れているのはなぜかという問いがあり、農業農村活性化農業構造改善事業補助金にて開設後、平成7年に郷土食「當麻の家」として改めてオープンするとともに、道の駅ふたかみパーク當麻として指定を受けたからであるという答弁がありました。

この答弁を受け、葛城市農畜産物処理加工施設条例にも道路に関する設置目的を定めておかないと、この条例案では事業内容に突然表れるので、条例上において不整合なのではないかという問いがあり、設置の目的は、その補助金の目的に合わせて策定しており、この施設は、農林水産省の補助金を活用して建てた施設のため、農産物の直売と農産物の加工や販売が目的となる。また、建設後に道の駅として指定されたものであるため、事業内容に道路に関する条文を付け加えているという答弁がありました。

この答弁を受け、やはり施設の設置目的は補助金で規定される部分もあるが、建設後から道の駅としても指定されているので、道の駅としての設置目的も定めておくべきだと言うという意見がありました。

また、別の委員から、条例が大きく変わることによって、利用者や指定管理者に利便性の改善等の影響はという問いがあり、条例が変わっても、利用者も指定管理者もこれまでどおりの運用で変わることはないという答弁がありました。

質疑の後、議員間討議があり、議第60号について、賛成、反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、議第61号については討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを付け加え、総務建設常任委員会に付託された議案の審査報告といたします。

奥本議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、日程第1、議第60号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原議員。

谷原議員 議第60号、葛城市農畜産物処理加工施設条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論をいたします。

本条例改正案は、葛城市農畜産物処理加工施設の事業内容、施設利用に係る事項及び施設を構成する施設などを明確にするなど、大きな改正となっております。したがって、61号で出てくる道の駅かつらぎ条例の改正、いずれも当初は使用料と利用料金、指定管理者制度に基づく使用料あるいは利用料金の捉え方、この不備について整備をするという形で条例改正が行われるというのが当初の動機でありましたけれども、本議案について、大きな改正になっておりますので、このことについては、少し詳しく反対の理由を述べたいと思います。

反対する理由は2つございます。1つは、施設設置目的を定めた第1条と、その目的を果たすための事業内容を定めた第3条の整合性に問題があるということが1つ。もう一つは、利用料金の設定に不備があると考えからであります。葛城市農畜産物処理加工施設は旧當麻町時代に、農業の六次産業化を支援する施設として設置されております。農業者が第1次産業として農作物を生産し、第2次産業として農作物を自ら加工して商品化し、そしてその商品を農業者が直売する、そうすることで、第3次産業に携わる、すなわち、農業者が生産、加工、販売全てに携わることで、農業者の所得を向上させて農業を活性させることが、この農業の六次産業化の目的であります。しかしながら、農産物を販売目的で加工する場合には、農家の台所や納屋で加工することはできません。法令に基づく一定の基準を満たす加工施設でなければならず、農家が設備投資するには負担が大きいと、地域の農業振興を目的として、国の補助金を得て、旧當麻町がこの農産物処理加工施設を設置したものであります。しかし、農産物処理加工施設を設置しても、当初は販売に大変苦勞されたと聞いております。ところが、幸いなことに、国土交通省が推進した道の駅事業の指定を受けて、農畜産物処理加工施設は、道の駅ふたかみパークとしても利用されることとなりました。そこで、農業者が生産した農作物を、あるいは加工品を、この道の駅として利用される施設に直売所を設けることで、農業者自ら値段を決めて棚に置いて販売することができるようになったのであります。新鮮な農作物を求めて、多くの人が道の駅ふたかみパークを訪れますから、今日の盛況となり、指定管理者の郷土食「當麻の家」は、利益分配金を葛城市に毎年納めるところまで至っております。

このように、葛城市農畜産物処理加工施設は、当初の設置目的を超えて、道の駅の施設として利用されるようになっております。そのため、今回の条例改正では、事業内容の明確化に当たって、第3条3項に、道路利用者の休憩の場の提供に関する事業、第4項に、観光情報、道路情報その他地域の情報の発信に関する事業が加えられたのであります。

しかし、当初の設置目的がこのように拡大しているにもかかわらず、また、事業内容が拡大しているにもかかわらず、本条例改正案では第1条が旧来のまま据え置かれて修正されておられません。私は第1条と第3条の整合性を取るためにも、しっかりとつくり込みを行うべきではないかと考えております。これが反対の1つの理由でございます。

2つ目、利用料金の設定に関してのことです。公の施設の管理運営は、原則として地方公共団体または公的団体に限られております。しかし、平成17年施行の指定管理者制度によりまして、指定管理者と指定することで、民間事業者が公の施設の管理運営を委ねることができるようになりました。そこで重要になるのは、施設における使用に際しての料金の発生であります。行政が公の施設を管理運営する場合には、市民が施設の使用に当たって支払うのは使用料でございます。その金額は条例で定めておかねばなりません。また、民間の事業者などを指定管理者に指定して管理運営に当たらせる場合には、市民がその施設を利用した場合において支払うのは、利用料金として地方自治法に定められ、この料金についても条例で定めておかねばなりません。指定管理者が利用料金の金額を勝手に決めることはできないわけでありまして。なぜなら、公の施設として税を投入して設置されている施設

だからであります。もちろん自主事業として、行政が認めて協定を結んでいる場合には、その自主事業に限って料金は自由に設定できますが、施設の本来の目的に沿って市民が利用するものについては、これは利用料金として定めが必要であります。

さて、葛城市における指定管理者制度に係る条例におきまして、利用料金の扱いがどうなっているのか。現在、収益的事業を行っている施設が4施設あります。葛城市福祉総合ステーション（ゆうあいステーション）、それから体力づくりセンター（ウェルネス新庄）、そして道の駅かつらぎ、そしてこの當麻農畜産物処理加工施設、通称「當麻の家」と言っておりますけれども、4つあります。その利用料金使用料の条例上の扱いが、規定が曖昧であるということで、今整備を始めているところでありますけれども、この利用料金の理解においても、まだまだ私は不十分であると考えております。

例えば、最初に葛城市で指定管理者制度が導入された施設は、体力づくりセンターであります。この導入に当たっては、初めて指定管理者制度を導入するということで、私も会議録を過去のものを見ましたけれども、やはり専門家の助言も得て、しっかりとつくり込まれております。私は、これは葛城市の指定管理者制度のモデル的な事業であると捉えております。この施設では、市民がプールを利用した場合等の利用料金を条例で定めております。それだけでなく、スポーツジムの会員年会費、またはスクール会員の年会費、これもまた条例で利用料金として規定しております。つまり、この施設は、体力づくりをインストラクター等の指導も得てやっていくという非常に充実した施設として設置されておりますから、それらの費用が利用料金として定められるのは当然であります。当然、類似の民間のスポーツジムと比べて、料金が安く設定されるのは当然であります。民間事業者の場合は、自ら設備投資をして、その設備投資の費用を減価償却として経費に上乗せしますから、当然利用者の料金が高くなります。しかし、この葛城市体力づくりセンターは、市のまさに税を使つての公の施設でありますから、市民の福祉向上のために使われるために安く設定される、これもまた当然のことであります。

しかし、葛城市農畜産物処理加工施設条例におきましては、農業者が販売目的でこの施設を利用する際に支払う出荷手数料、これが条例に定められていないという大きな問題がございます。本条例第1条に定めている施設の設置目的には、市内の優れた農畜産物の確保及び販売を行うことにより、地域農業の振興と活性化を図ることを目的とするとあります。葛城市農畜産物処理加工施設の事業目的として、農業者のために販売ができる、そのための施設なのであります。つまり、農業者が六次産業化の一環として、自ら値段を決めて販売する、その際に、農業者が常にそこにいるわけにいかないもので、手数料として出荷手数料を払う。この出荷手数料は、当然私は利用料金に規定しなければならないものだと思います。今、民間にも多くの農産物の直売所があります。私も農家ですから、過去幾つかの販売所を利用しました。いずれも農業者が値段を決めて棚に置く。そして、売上げに応じた出荷手数料を何%という形で取るようになっております。しかし、公の施設での出荷手数料が、民間事業者の直売所の出荷手数料と同様であつたらおかしいのではないのでしょうか。民間事業者が自由に決めるのは、これは事業の自由であります。この公の施設におきましては、そうした

設置目的に従って、住民福祉の向上のために造られているわけでありますから、当然、こうした住民福祉のために使われる施設におきましては、条例できちっと定めることが地方自治法にも定められておりますので、私は、この出荷手数料をきちっと利用料金に定めておくべきだと考えます。

ちなみに東京都の八王子滝山という八王子市が設置している道の駅がございます。道の駅かつらぎと同様、年間約10億を売り上げる大きな道の駅でございますが、この八王子市の条例を見ますと、この八王子滝山の道の駅の出荷手数料、きちんと条例で定めております。それはやはり民間の出荷手数料と比べても低く設定してある。こうしてきちっと、利用者が公共施設を利用するに当たっての福利を感じられるような、そうした条例であるべきだと私は考えます。

以上、述べてきましたように、本条例改正案は2点において不備があると考えます。

以上をもって反対意見とします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

1 番、西川善浩議員。

西川議員 私は議第60号、葛城市農畜産物処理加工施設条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論いたします。

葛城市農畜産物処理加工施設は、農業農村活性化農業構造改善事業補助金にて開設後、平成7年に郷土食「當麻の家」として改めてオープンするとともに、道の駅ふたかみパーク當麻として指定を受けたものでございます。今回の条例改正は、指定管理者制度の導入以前に開設された葛城市農畜産物処理加工施設の条例について、ほかの指定管理施設と統一感を持たせるため、現在策定中の葛城市指定管理者制度運用ガイドラインの内容を踏まえて改正を行うというものでございます。次期指定管理者更新に向けて募集要項などの作成に先立って必要な改正であると考えますので、着実に準備を進めていただくことを求めて、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

2 番、横井晶行議員。

横井議員 2 番、横井でございます。私も議第60号、賛成でございます。

反対意見の中で、古今東西、やはり私自身も先生方と同じように、また理事者の皆さん方と同じように、ビル管並びに工場の管理経験がございます。現在ISOもやっております。この流れから見たとき、非常に指定管理、指定管理を先ほどから言われましたが、指定管理の道義、倫理を、何か合っていないような気がします。私はこういうことで反対されるのではなくて、やはりこの文面を見たら、これは良なんです。オーケーと思われる内容なんです。やはりここには賛成の1票入れなければならないと思っております。

以上です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第60号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 ないようですので、押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第61号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第61号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議第62号議案を議題といたします。本案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

5番、杉本訓規議員。

杉本厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第62号、葛城市水道法施行条例の一部を改正することについて、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、今回の改正は、機能強化のためという説明であったが、実務経験の要件について緩和されるのであれば、むしろ逆ではないかという問いがあり、厚生労働省の規制改革推進会議の資料における業界団体へのヒアリング結果では、水道に係る専門性を持つ人材の減少は、将来にわたって大きな課題となっており、経営の厳しい地区の水道事業をどのように継続していくかを併せて議論すべきであるということが記載されている。今回の範囲拡大は、少子高齢化社会において、人材確保が難しい小規模の水道事業体に対して、事業継続のための対応策の1つとして行われたものと考えるとの答弁がありました。

この答弁を受け、これを適用することで、監督者や管理者を増やせることとなり、今後単独で経営していく中で、本市の事業にとってよいと捉えているのか、また、企業団に入っている自治体について、今回の改正は不要なのかという問いがあり、かなり緩和された方向で、今回の改正によって事業継続がしやすくなっていると考えている。また、企業団に入っている自治体については、国の法令の改正に合わせた企業団において条例制定となると認識しているとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員から、経験不足のために問題が発生するようなことのないように水道事業を進めていただきたいとの要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、厚生文教常任委員会の報告といたします。

以上です。

奥本議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第62号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第65号から日程第8、議第69号までの5議案を一括議題といたします。本5議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長 去る12月4日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第65号から議第69号までの5議案につきまして、12月12日午前9時半より委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに議第65号、令和6年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてであります。

質疑では、債務負担行為補正の芝桜まつり業務委託について、予算が今年度の倍以上の費用が計上されているが、その内訳はという問いに対し、芝桜まつりに約485万円、芝桜のライトアップに約370万円となっており、残りには、9日間の開催によるテントやステージの経費が含まれているという答弁がございました。

この答弁を受け、相応の予算をかけるので、しっかりと葛城市の名物となるようお願いしたい。また、来場者も増えることと思われるので、駐車場の確保や交通誘導等については、来場される方のストレスの軽減に努めていただきたいという要望がありました。

また、別の委員から、地域の皆さんで盛り上げてコミュニティを育てる公園まつりとのバランスがあると思うが、毎年業者に委託して1,000万円をかけて開催をしていくのかという

問いがあり、この事業については、約3年間は補助金をいただけるデジタル田園都市国家構想交付金を活用する方向で考えており、その3年間で体制を整備して費用を抑えて継続できるような仕組みをつくっていくことを検討中であるとの答弁がございました。

この答弁を受け、芝桜を生かして、周囲から人を集めて喜んでもらい、地域のコミュニティの活性化に役立ててもらいたいという要望もございました。

また、別の委員から、今年度は1日だけの開催であったのに対し、来年度は9日間開催する理由はという問いがあり、大和高田市の桜祭りと同じ期間に設け、そちらが終われば、こちらのほうにお越しいただきたいという考えと、今年度実施の際に取ったアンケートで、土日も開催してほしいという意見や、9日間開催することで、来場者が分散し、駐車場不足を解消できると考えているとの答弁がございました。

また、別の委員から、9日間の開催のうち、市内で活動されている団体にステージで発表してもらったり、以前の催しのように市民が参画し、活躍できるように検討していただきたいが、現在での計画ではどのようなになっているのかという問いがあり、今年度を実施した芝桜まつりでは、市外の方が7割ほど来られていたので、やはり市民の方に多く参加してもらい、喜んでもらえるようなイベントにしたいと考えている。また、積極的に市民の活動団体や出展者にも来ていただきたいと思っているとの答弁がございました。

この答弁を受け、積極的に参加していただくためにも、早めの周知をお願いしたいという要望がございました。

次に、債務負担行為補正、市立保育所・認定こども園交通誘導業務委託について、増額になった理由はという問いに対し、現在、磐城第2保育所と磐城認定こども園に交通誘導員を配置しているが、朝の渋滞緩和を目的に、来年度より磐城第2保育所の誘導員について、30分の延長を検討している。それに加え、人件費の伸びを約10%見込んでいるとの答弁がありました。

この答弁を受け、交通誘導員を配置することの効果は出ているのかという問いがあり、磐城第2保育所では、踏切が近く、通勤時間帯には送迎と重なり、渋滞が延びることがあり、交通誘導員の案内は欠かせないものであると考えている。また、磐城認定こども園においては、送迎時、児童館や学童保育所の駐車場を利用させていただいている。交通量は昨年よりも増えている状態であるが、利用者のマナー協力や誘導員の設置により、交通渋滞の緩和、また、近隣の皆様にご迷惑をおかけしているような声は今のところ届いておらず、設置の効果を感じているとの答弁がございました。

次に、衛生費、新型コロナウイルス予防接種委託料についての増額理由はという問いに対し、ワクチン単価や委託料は、ワクチン料金を基に、北葛城地区医師会と契約して委託料単価を定めている。令和6年度当初予算編成時には、国から示されたワクチン料金に基づいて委託料単価を1回7,000円として積算していたが、ワクチン料金が大きく増額をされ、委託料の単価が1回1万5,300円と見直されたことによって、その差額を増額補正するものであるとの答弁がございました。

この答弁を受け、ほかの委員からは、接種時に2,000円の負担をいただいていると思うが、

単価が上がってもそのまま上げることはないのか。また、財源はどこから来ているのかという問いがあり、今年度については自己負担額を上げるということはない。財源については、ワクチン料金見直し後の接種費用単価から、当初示されていた接種費用単価を引いた8,300円の超過分全てについて、国から市への助成金として給付されているとの答弁がございました。

最後に、教育費、小学校管理事業及び中学校管理事業にて、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備国庫補助金返還金について、返還理由はという問いに対し、全国的に広く算定誤りと思われる事案が確認され、国より再確認の依頼があり、これに基づき、再確認を行った結果、補助対象外となる費用を経費として含んで計上していたことが判明し、既に受け取っていた補助金額と確定後の補助金額の差額を返還するものである。具体的な内容について、一括で支払ったネットワーク機器のライセンス費用5か年分のうち、導入年度の実施分のみが対象であったが、5か年分の費用を全て計上したことによる返還金であるという答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

若干の質疑がございましたが、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第67号、令和6年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。質疑では、学校給食センター管理事業の光熱水費について、電気代の高騰があると思うが、どのような予算見積りをしていたのかという問いに対し、光熱水費の不足ではなく、センターの設備機器に不具合が発生したため、急遽、光熱水費から予算を流用し、修繕をさせていただいた。その結果、光熱水費が不足したため、流用額と同額を補正させていただいているとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員から、本来修繕費は修繕費としてきちんと見込むべきではないかという問いがあり、現在の学校給食センターは平成27年に業務を開始し、10年目を迎えている。施設各所に不具合が出てきている状況で、保守点検において指摘を受けたものについては修繕のために予算化を行い、計画的に部品交換等を行っていたが、今回、機器に故障が発生したことは想定外で、補正予算で対応すると給食の提供に影響が出てしまうものについては、急遽の対応ということで実施させていただいた。令和7年度予算では予備費、もしくは余裕を持った形で修繕費を計上し、急遽の事態に対応するように考えているとの答弁がございました。

この件に関して、多くの委員から、専決という方法も検討されたということであるが、流用するのであれば、理事者側から事前に説明すべきであると思う。今後の対応はという問いがあり、理事者より、今後は、理事者側からの提案説明の際にしっかりと説明をさせていただく対応を取りたいとの答弁がございました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第68号令和6年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第69号、令和6年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、このほかにも、各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添え、予算特別委員会の報告といたします。

以上でございます。

奥本議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第4、議第65号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第65号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第66号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第66号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第67号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第67号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第68号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第68号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第69号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第69号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議第70号から日程第13、議第74号までの条例の一部改正5議案を一括議題といたします。

本5議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第70号から議第74号までの5議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に議70号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、人事院勧告を受け、本年12月9日に国会提出されました給与改正法に準じまして、本年4月1日に遡り、特定任期付職員に係る給与法の改正を行うものでございます。また、特定任期付職員に対し支給する期末手当の年間支給割合を現行の3.4月分から0.05月分引上げ、3.45月分とするもので、本年12月期分で、0.05月分を遡って引き上げるものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議71号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、給与改正法に準じまして、議会議員に対し支給する期末手当の年間支給割合を現行の3.4月分から0.05月分引き上げ、3.45月分とするもので、本年12月期分で0.05月分を引き上げるものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第72号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、常勤の特別職に対し支給する期末手当をただいま説明申し上げた議会議員に対するものと同様に引き上げるものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第73号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、給与改正法に準じまして、本条例を改正するものでございます。

まず、本年4月1日に遡り、給料表を引き上げる改正を行うものでございます。

次に、期末手当の年間支給割合を現行の2.45月分から0.05月分引き上げ、2.5月分とし、本年12月期分で0.05月分を引き上げるものでございます。

次に、勤勉手当の年間支給割合を現行の2.05月分から0.05月分引き上げ、2.1月分とし、本年12月期分で0.05月分を引き上げるものでございます。施行期日は公布の日でございます。

最後に、議第74号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、ただいま説明申し上げた葛城市一般職の職員の給与に関する条例の改正に準じ、会計年度任用職員の給料または報酬の基礎となる一般職給料表を引き上げるものでございます。施行期日は公布の日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

奥本議長 これより質疑に入りますが、本5議案については、一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 それでは、2点質問させていただきます。

総務建設常任委員会に付託されると思いますので、事前審査にならない範囲でお伺いいたします。議第72号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてであります。

今回、一般職の方の人事院勧告の引上げに準じて、この改正を行うということでありました。そこでちょっと質問なんです、市長の給与等、あるいは手当等、これにつきまして、実は最初に阿古市長が当選された平成28年第4回定例会、この12月定例会で、附則のところにある給与月額、これを、本則を変えることなく、それを半減するということが提案されて、議会でも審議されております。今回、そういう条例の中身として説明がありませんでしたので、市長としての給与、手当等、これを本則に戻すということの理解でよろしいのかどうか、これについて確認したいと思います。これが1点目です。

それから2つ目ですけれども、議第74号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、先ほど提案のほうで、施行は公布の日ですとい

うふうなことで、市長から説明がございました。昨年度と変更があるかに思うんですが、同じなのか、つまり昨年度は1月1日からの実施となっております。今年度についてはそこから辺で変更があるのかどうか、先ほどのご説明ではちょっと分かりにくかったので、確認をしたいと思います。

以上です。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

順番が逆なんですけど、まず、2つ目の質問、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の適用につきましては、令和6年4月1日に遡りまして、適用させていただきますということでございます。

それと1つ目の質問、まず条例の立てつけの部分で、市長が1期目、2期目それぞれの任期中で給料を減額しておられたのは選挙公約に基づく政治的な判断であったと、事務方のほうは認識しております。その条例改正の内容といたしましては、本則そのものを改正せず、本則の給与額を前提としつつ、附則で現市長が任期中のみに時限的に変更するものであるという条例改正を行ってございました。3期目につきましては、1期目、2期目と違いまして、本来あるべき条例体系で、市民第一の住みよいまちづくりを進めると伺っております。

以上です。

奥本議長 谷原議員。

谷原議員 1点目につきましては、今年度については、4月1日からということでありました。

2点目につきましては、市長の給与、手当等につきましては、1期目、2期目は時限的に減額していたものを、今期については減額することなく受け取られるということでありました。了解しました。

奥本議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第70号から議第74号までの5議案については、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第14、議第75号から日程第17、議第78号までの令和6年度補正予算4議案を一括議題といたします。

本4議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第75号から議第78号までの4議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第75号、令和6年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,732万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億1,068万4,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正と、国の総合

経済対策に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の追加をお願いするものでございます。

次に、議第76号、令和6年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,653万9,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の追加でございます。

次に、議第77号、令和6年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。本案につきましては、水道事業費用で330万8,000円を追加いたしまして、水道事業費用の総額を8億1,127万8,000円とし、資本的支出において71万7,000円を追加いたしまして、資本的支出の総額を5億1,282万9,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

最後に、議第78号、令和6年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。本案につきましては、下水道事業収益で258万7,000円を追加いたしまして、下水道事業収益の総額を11億9,730万4,000円とし、下水道事業費用で172万5,000円を追加いたしまして、下水道事業費用の総額を11億9,365万9,000円とし、資本的支出で86万2,000円を追加いたしまして、資本的支出の総額を8億58万5,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

奥本議長 これより質疑に入りますが、本4議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第75号から議第78号の4議案については、本定例会に設置されております予算特別委員会に付託し、審査願います。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻につきましては追って連絡いたします。

休 憩 午前11時29分

再 開 午後 3時20分

奥本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

この際、お手元に配付いたしております議事日程に記載のとおり、議第70号から議第78号までを日程に追加し、直ちに審議を行うことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程に記載のとおり日程に追加し、直ちに議案審議を行うことに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、議第70号から追加日程第5、議第74号までの5議案を一括議題

といたします。本5議案は、本会議休憩中に総務建設常任委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第70号から議第74号までの5議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

議第70号から議第74号までの5議案については、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、条例改正に伴う人件費の増額はどれぐらいになるのかという問いがあり、約1億5,000万円程度と見込んでいるとの答弁がありました。

また、別の委員から、昨年は、会計年度任用職員の扶養控除の問題を勘案して、1月1日からの適用としたが、今回は令和6年4月1日まで遡って適用することとなっている。このことは、会計年度任用職員に周知したのかという問いがあり、今年度から採用段階でお渡しする任用条件通知書に、任期途中に給与額が遡って変更することがあると明文化しており、周知はできているという答弁がありました。

議第71号については、賛成、反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、議第70号及び議第72号から議第74号については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございますが、このほかにも質疑がなされたことを付け加え、総務建設常任委員会に付託された議案の審査報告といたします。

奥本議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

追加日程第1、議第70号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第70号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第70号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議第71号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

9番、松林謙司議員。

松林議員 私は、議第71号議案に反対の立場で討論をさせていただきます。

9月の実質賃金は2か月連続マイナス、物価上昇の賃金が追いつかず、多くの市民が生活苦にあえぐ中、議員に支給される期末手当の増額は市民への裏切りであり、理解を得られません。市民との信頼を損ない、不信感を招くだけです。私たちは市民の声に耳を傾け、そのために努力をすべき立場です。したがって、議第71号議案には反対をいたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

2番、横井晶行議員。

横井議員 同じく私も反対であります。

古今東西、あれとこれは別なものです。この後、発議3号とかも出ますが、それは別物であります。とにかく、議員給与をアップするような議案に対しては賛成できません。それは私どものやはり信頼関係だと思っております。それを貫いて、今はっきり言います。反対でございます。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

3番、柴田三乃議員。

柴田議員 私は、議第71号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論いたします。

今回も人事院勧告に伴う条例改正による期末手当の引上げであり、葛城市議会においては議会改革特別委員会の調査でも、報酬は県内でも低いほうであるという報告がありました。成り手不足の中で、国が定めた引上げに準じた報酬額は妥当であると考えております。議員として自分の職責を全うしていくことで、市民の方々にも理解をしていただけたらと思っております。

以上、私の賛成討論といたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 私は議第71号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例について、反対の立場から討論をいたします。

本案は葛城市議会議員の期末手当を職員の期末手当支給に準じて引き上げるものであります。報酬等は月額報酬が条例で定められており、定額であり、今回、それについて引き上げるというようなものではございません。職員の給料及び期末手当などは、毎年の人事院勧告に準じて変動しますが、私たち議員は非常勤職であります。条例によって月々支給されている報酬は定額制であり、その改定に当たっては、報酬審議会の諮問を経なければなりません。今回の期末手当につきましては、条例において職員の例に倣うと定めてあるため、職員に支給される期末手当が人事院勧告に準じて変動すれば、私たち議員の期末手当も変動することになります。変動額は今回については、0.05か月分の引上げということであります。しかし、職員及び特別職の給料期末手当等の引上げについては、市の財政状況などを勘案して、議会でも審議、議決することになります。たとえ職員の給与であっても、財政事情が悪い場合には人事院勧告に反して引き上げられないこともあります。ましてや議員あるいは特別職、市長

等も含む特別職につきましては、議会が政治的な判断を行う問題であります。すなわち、第三者機関に諮ることなく、例えばこれまでも、コロナ禍で市民生活が大変、財政が大変だというときには、議員自ら報酬を減額するというのを我々議会も決めております。つまり、慎重な判断で、議員の報酬については様々な状況を勘案して判断すべきものと考えます。先ほど松林議員が述べられましたように、現在の市民生活の暮らし向き、仕事の実態、地域経済の実態はどうでしょうか。物価高により実質賃金は下がり続けています。年金についても同様であります。世界の中で日本だけが長期の経済停滞の中で、30年間も実質賃金が下がり続けている。また、非正規労働者の方々が増えて、そうした方々の中には期末手当すら支給されない労働者も数多くおります。まさに政治の責任が問われているところであります。こうしたときに、期末手当の引上げをやるということは、議員自ら決めるということはすべきでないと考えます。よって、この議案に反対します。

さらに申し上げるならば、議員報酬につきましては、報酬審議会で、第三者機関できちっと諮問して、そこで諮問されたもので改定するということになっておりますから、議員の成り手不足、確かに葛城市の議員報酬は少ないですし、政務活動費ありません。一生懸命やればやるほど議員の負担が増える、こんな状態になっているということは我々も承知しているところでありますけれども、しかし、報酬改定については、今回の議案とはまた別の議論であります。今回は期末手当の引上げということでありますから、これについて、私は引き上げるべきでないと考えます。

以上です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

5番、杉本訓規議員。

杉本議員 この議案が出るたび、上がる議案が出るたびに反対討論させてもらって、毎回似たような内容になると思うんですけども、私は、議第71号に関しては反対の立場でももちろん討論させていただきます。

本議案は、市議会議員に対して支給される期末手当を引き上げる条例改正でございます。現在の葛城市においては徹底した行財政改革が求められており、さらに、市民生活においては三十数年間にわたり賃金が上がらず、追い打ちをかけるような物価高、そして燃料費の高騰により、市民生活の状況は大変困窮しております。様々な行政課題を解消し、市民生活に寄り添うべき議員が、自らの手で、この時期に期末手当を引き上げることはあってはならないものと考えております。我々議員の期末手当の金額は、12月期だけでも十分高額でございます。今回の引上げがなくても十分生活には支障ないと考えております。市民生活を第一に考え、生活状況の把握に努め、まずは市民の可処分所得の向上に向けて、議会として一層努力されることを願います。そして、人事院勧告によると、民間給与との較差に基づく給与改定となり、民間企業との比較対象は、企業規模50人以上かつ事業者規模50人以上の県内民間事業でございます。そこと比較しての条例改正だと考えております。これ、私、毎年言わせていただいておりますけれども、奈良県内の民間法人企業は約2万4,000社、そのうち比較対象企業は約110社ということを、過去のデータでございますけれども、これはあまりにも

偏った企業対象であり、今回の給与の引上げには地域民間給与の的確な反映はされてないと考えております。今の対象企業であって、葛城市内にこの企業があるかどうか分からない状態でございます。葛城市内の民間の方々の給料が上がったという声は私は聞いておりません。そういう意味では、まずは議員が自ら期末手当を上げるということに関しては、以上の理由で反対とさせていただきます。

以上です。

奥本議長 ほかにございませんか。

12番、増田順弘議員。

増田議員 私、反対の立場で討論をさせていただきます。

私、4年前までの人事院勧告による官民の格差是正に関する討論の中では、賛成をさせていただいておりました。3年前から反対に転じております。理由は、本議会の選挙が無投票であったことでございます。このことに関しては、市民の多くの皆さんから、厳しいご意見を頂戴しております。素直に人事院勧告の値上げを容認するわけにはいかないということが1つの理由でございます。

先ほどからございますように、葛城市の議員報酬に関しましては、必ずしも多くいただいているというふうには認識はしておりません。ただ、このことに関しては、先ほど谷原議員もおっしゃっておりますように、報酬審議会等で、適正な報酬に向けてご検討いただくということで、今回につきましては、官民の是正に関する条例改定でございますので、反対の立場で討論とさせていただきます。

以上です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

4番、坂本剛司議員。

坂本議員 私は、議第71号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて反対の立場で討論いたします。

また後で議論することになるかと思いますが、議員定数が変わって、今度は議員報酬は上げるのかということになるかと思いますが、これはちょっとまずいかなと私は考えますので、反対とさせていただきます。

奥本議長 坂本議員、今、議員定数が変わったとおっしゃいましたが、まだ何も変わってませんので、今の討論、そのままで、ちょっと違和感が残りますけども。

坂本議員 そうしましたら、「後々の議論があらうかと思っております」というふうに訂正して、議員定数のことは削除させていただきます。

奥本議長 反対については、反対ということですね。

坂本議員 はい。

奥本議長 ほかにございませんか。

1番、西川善浩議員。

西川議員 私は、議第71号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて賛成の立場で討論をします。

本条例案は国の人事院勧告に基づいて、令和6年度の議員の期末手当の支給月数を現行の1.7月分から0.05月分引き上げるものでございます。これは先ほど来、出ていますけど、民間と公との給与水準を均衡させるという目的でございます。それもありますねんけど、葛城市の議員報酬というの、先ほど柴田議員からもありましたけども、決して多くないという状況でございます。これは議員の成り手不足というところにもつながってきていると感じてるところでもございまして、私は今を見てるんじゃないで、これから先の葛城市議会の在り方を見ておるというところでございます。やはり、女性の進出であったり、多様な若年層の議員の成り手というところをしっかりと考えていかなあかんというところは、ここにおる誰もが考えておるところであると思うんですけども、その一環としてやはりここはしっかりと議員としての仕事を全うするだけの報酬をしっかりともらう、そして仕事をする、それに尽きるのではないかと思うところでございます。よって、私は、議第71号に対して賛成という立場を取らせていただきます。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

11番、川村優子議員。

川村議員 私は議第71号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論をさせていただきます。

これも、私もこの11年、議員をさせていただいております。議員というものに対しての関心度が非常に葛城市は少ないという中で、無投票になったという経緯がございます。将来を今、この時期に、まず考えていくべきだということを強く感じている今回の人事院勧告につきましても、人事院勧告でございます。議員が自らこの期末手当をアップしようというような発議をしたわけではありませんし、これは国全体で、今いろんな状況が起こってる中で、人事院の勧告があったと。このことについては、議員の職責をまず全うしていくという、その職務の中で、同じ考え方であるべきだというふうに思います。将来を見据えて、議員の立場も、そしてまた、市民の皆さんの立場も、常に人の幸せと、そして財産、生命を守っていくというこの職務に真剣に当たっていくという、そういった立場、そして、その目的を達成するために、こういった議員報酬、また期末手当については、国の基準に倣ってやっていくことは、私は正当であると考えますので、私は賛成とさせていただきます。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

7番、吉村始議員。

吉村議員 私も、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することにつきまして、賛成の立場から討論をいたします。

もう先ほどから、賛成をされている議員の皆さんもおっしゃってますけれども、人事院勧告に伴うアップでございます。葛城市議会議員報酬につきましては、葛城市が誕生以来、変わってないというような中で、ほかの、例えば民間でも、賃金がアップしたとしても、実質的に賃金が下がっているという中で、葛城市の議員報酬についてはずっと横ばいであります。また、私も先ほど西川議員がおっしゃいましたのと同感でありまして、これから新しい人たちに入ってきてもらう、また議会議員に対して興味を持ってもらう中で、ある一定の待遇と

いうもの、これは必要だというふうに思っております。現在、本当に、例えば政務活動費等のない中で、先ほど谷原議員もおっしゃいましたけれども、議員活動をすればするほど、本当に金銭的な意味で大変になってくるというところもございますので、私は今回につきましては、人事院勧告に伴うアップでありまして、これは必要ではないかなというふうに思っているというところがございますので、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

13番、西井覚議員。

西井議員 私も、議第71号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場から討論させていただきます。

この報酬は、我々議員が自分で決めたんじゃなく、人事院の勧告により、市側が提案された問題、これは、人事院の勧告というのは、議員であろうと、また職員であろうと従うという必要性が、生活費として考えられてると思います。それをどういうふうに解釈するかということからいったら、我々、私自身の考え方を言ったら、議員も、現実、成り手不足という状況が起こっていること自身、若くてもっとバリバリと、また市政についていろんなことを勉強して、議案の部分でも部分改正するとかということも、自分らでできるだけ能力を持つ方がどんどん入ってきてもらって、議員活動をやってもらおうと思ったら、今の現実、報酬とは関係ございませんが、少なくとも報酬も含めて議員になろうかということ自身が、家族から反対されるような状況やと。その状況からいったら、やはり少なくとも人事院の勧告には従う形で報酬をいただくべきやと、私自身はかように思うわけです。もちろん報酬とは、この問題と関係ございませんが、これ、当初、合併して報酬審議会で、議会の報酬をある程度決めてもらった後に、議会で、たしか40万円で答申があったと思います。それを当時、今から約20年前に、3万円を遠慮して37万円になったと、このように聞いているわけです。だから、そのまま約20年間、報酬自身がそのままになっていると。ここ数年の物価高に考えたら、報酬というふうな考え方じゃなくて、生活費として考えたら、若い、また知識のある方々が議員になることを防ぐための、期末報酬の引上げ自体、反対するというふうに私は感じるわけです。やはりこれだけじゃなくて、報酬も、本来なら、若い方が会社辞めてでも議員になろうかと言えるような報酬を考えていかねば、これ、そのような方々が切磋琢磨して議員になってもらって、葛城市、また市民のために、また法も含めて、ちゃんと要望があっても、その要望の中で応えるような議員が増えていく必要があると。その面からいったら、少なくとも、人事院の勧告に従うことが、やはり優秀な議員がどんどん増えてもらえる環境をつくる第一歩だと思いますので、どうか、私はこの議案については賛成でございます。

以上です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第71号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3、議第72号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

5番、杉本訓規議員。

杉本議員 先ほどと同じような内容になるんですけども、議第72号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正することについて、反対の立場で討論させていただきます。

これも先ほどとほぼ同じような理由でございますけども、本案件は、国家公務員の給与改定方針等に鑑み、本市一般職の職員等の給料月額、勤勉手当の額と、及び特別職の職員の期末手当の額を引き上げる条例改正でございます。公務員の給料は、地方公務員法第24条第2項、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとあります。今回の人事院勧告による引上げに対し、先ほども申し上げましたけども、葛城市内の事業者への実態調査もせずに行われる給与、期末手当の引上げは、市民との格差拡大につながることは言うまでもありません。また、現在の市民生活は物価高や燃料費の高騰により大変困窮しております。本来、先頭に立って市民生活を守るはずの方々が、自身のボーナスをこの状況下で引き上げるなど、到底市民の理解は得られないと考えます。賃金の上昇や可処分所得の向上を目指すのは当然でございますが、まずは市民にその恩恵が享受されることを願い、本議案に反対いたします。

以上です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

2番、横井晶行議員。

横井議員 2番、横井でございます。私は議第72号、これ、賛成です。

先ほども言いましたように、古今東西、あれはあれ、これはこれ、それはそれなのです。我々議員は、やはり政治生命をかけてこれからやらなければならないことがあるのです。その中で、職員の方を巻き込むのは反対であります。だから、私はこの議案に対しては賛成したいのです。当然でございます。以上。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 私は議第72号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改

正することについて、賛成の立場から発言をいたします。

私たち議員は非常勤であります。その非常勤職の在り方については、先ほど私、述べたとおりであります。しかし、特別職におきましても、常勤で常に一般職と同じように働く方については、私は人事院勧告と同様、期末手当の引上げについては認めるべきだと考えております。さらに、先ほど来からありますけれども、人事院勧告につきましては、50名以上の事業所の調査ということではありますが、これにつきましては、職員の方については、採用試験のときに、民間企業に採用試験を受ける、公務員の採用試験を受ける、どの方がどの程度の仕事を受けてどのような方が公務員として採用されているか、そうしたことを国の人事委員会は細かく調査をして、公務員で採用されている方が、実際にはどのような試験を受けたか、どの程度の企業の試験を受けたか、このことを併せて50名以上となっております。昔は500名でした。500名でしたから、50名になって、それは、一般市民の方の感覚に近くなったと思いますが、優秀な公務員の方々を採用して、地域の住民のために貢献していただくという上では、1つの人事政策として、このような形を取っているものでありまして、そういう点から、私は人事院勧告制度というのはよくできていると思いますので、一般職員、常勤の一般職員は、当然その給与の改定は恩恵があるべきであるし、私は特別職についても常勤であるがゆえに賛成したいと思います。

以上です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第72号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

追加日程第4、議第73号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第73号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第73号は原案のとおり可決されました。
追加日程第5、議第74号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第74号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第74号は原案のとおり可決されました。
次に、追加日程第6、議第75号から追加日程第9、議第78号までの4議案を一括議題といたします。本4議案は、本会議休憩中に予算特別委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長 ご報告いたします。午前中本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第75号から議第78号までの4議案につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第75号、令和6年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決についてであります。

質疑では、地方創生臨時交付金事業費の住民税非課税世帯及び子育て世帯生活支援金事業について、対象となる世帯数など、内訳はという問いがあり、対象世帯については、非課税世帯としては、およそ3,800世帯と、令和6年の転入世帯を200世帯ほど見込んでおり、全部で4,000世帯を見込んでいる。加えて子ども加算については、合計で1,000人を見込んでいるとの答弁がございました。

この答弁を受け、委員から、できるだけ早い給付を願いたい、日程などはどのように見込んでいるかとの問いがあり、給付はできるだけ早い段階で進めたい、現在、国から詳細な通知がまだ下りてきておらず、内容を確認してからということになると思う。そこからシステムの開発等々あるため、1月中には発送させていただくように考えているとの答弁がございました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第76号、令和6年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第77号、令和6年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第78号、令和6年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

これも質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で予算特別委員会の報告といたします。

以上でございます。

奥本議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

追加日程第6、議第75号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第75号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第75号は原案のとおり可決されました。

追加日程第7、議第76号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第76号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第76号は原案のとおり可決されました。

追加日程第8、議第77号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第77号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第77号は原案のとおり可決されました。

追加日程第9、議第78号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第78号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第78号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、発議第3号、葛城市議会議員定数条例の一部を改正することについてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。本案につき提案者の説明を求めます。

5番、杉本訓規議員。

杉本議員 それでは、よろしくお願いいたします。私が議員にならしていただいて、7年半、これは言い続けたことで、やっとここにまでたどり着いたなという思いでいっぱいでございます。

発議に関して賛同いただいた方々、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

私が議員になったときから言うておる議員定数の削減に関してなんですけども、当初はあまり市民の方々も、そこまで大きい声で議員が多いんじゃないかという人は少なかったです。ただ、前回の無投票を受けて、僕は無投票やから、議員定数削減という思いではないですけども、市民の方々も、やっぱり無投票で選ばれて、議会でも委員会でもしゃべらん人おるし、何か支離滅裂になってるし、議員が多いんじゃないかという方は、確実に僕の周りは増えております。それは僕の肌感だけで申し訳ないですけども。そして現在も、1人欠員が出まして、14名でやっています。ほんで、後にも言いますけども、前の前の市長選挙のときは、2人欠員でもやっております。そのときに、市民の方々から、市民の声が届かんやんけど、僕は聞いたことはございません。そもそも大前提にそこがあります。各委員会に、1人、1人、削っても激しい議論は今でも行われてます。葛城市のために、ちゃんと議論されてる方、おられます。ただ、そういうふうな目で映ってない方々もおられるというのは頭に入れていただきたいと思います。そしてもう一つ、僕は大きく思っているのは、一度、委員会か協議会が分からないですけども、ある議員が、やっぱり15人満遍なく葛城市の声を聞くために、地域によってやっぱり議員というのは必要なんだよと言われて、なるほどと、そのときは痛感したんですけども、やはりこの前の無投票の選挙によって、一部の地域に偏ってる議員とか、おられるのはおられるわけなので、そういった偏りというのも、今、弊害になっているんじゃないかなと、僕はそういう声を確かにその地域の方々から聞いております。そういう意味で、この7年半の集大成ではございませんが、私の発議によって、この議員定数削減という

のを出させていただきたいと思います。

それでは、発議第3号、葛城市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の説明を申し上げたいと思います。

本市の財政状況に鑑み、現在の議員定数15名を2名減じ、13名とし、それによって生じる財政的な効果額を教育や福祉予算に充当することにより、地方自治の本旨である市民福祉の向上に寄与しようとするものでございます。

現行の議員定数を2名減じた理由でございますが、まず、議員1人当たりの人口についてでございます。議員定数を13人とした場合でも、葛城市の議員1人の人口は約2,900人となります。県内の市で議員1人当たりの人口が2,900人より多い市議会は奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、生駒市、香芝市の8つでございます。例えば奈良市で言わせていただきますと、議員1人当たりの市民の人口当たりは8,910人、大和高田市で3,640人、大和郡山市で4,130人、天理市で3,799人、橿原市で5,160人と、13人にしても、議員1人当たりの人口は多くてもやられてる自治体はございます。そして私は、ほかの他市の議員とも仲がいいですけれども、議員が多いという声はよく聞きますけれども、議員が少ないから市民の声が届かないというのは聞いたことはございません。それは、一昔前と比べるとやはり伝達方法もかなり変わっております。電話、ファクス、Eメール、そして今ではSNS等で市民の声を聴く場は確実に広がっております。そういう意味でも、もう少し1人当たりの人口割の人数を増やしても特に問題はないと私は考えております。また、総面積から林野面積などを差し引いた居住が可能な土地の面積を可住地面積と言いますが、それを議員1人当たりで割った面積は、葛城市の議員定数を13とした場合、1.58平方キロメートルとなります。県内の市で議員1人当たりの可住地面積がこの1.58平方キロメートルより大きい市は、奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、宇陀市の8議会がありますが、それらの議会において議員1人当たりの面積が多いため、議員活動に支障があるとは聞いておりません。

さて、葛城市議会は、令和2年10月に2人の議員が欠員となりました。先ほど申し上げましたけれども、この令和3年10月までの約1年間は我々残り13人の議員で議会運営をすることになりましたが、問題なく議会運営を行った実績がございます。

以上のことから、議員定数を2名削減することは十分可能であると考えます。本条例改正案が施行されますと、議員1人当たり約750万円の経費が削減され、2人分で年間約1,500万、4年間の任期で約6,000万の経費が削減される見込みでございます。経費削減分は教育や福祉施策の充実の財源とするとともに、まさに市民第一の市政の実現に役立つと考えております。議員定数の削減により、次の選挙は大変厳しいものとなりますが、それにより、私たち議員の活動、資質、能力が大きく問われることになり、ひいては議会の資質向上につながり、議会に与えられた権能を存分に発揮し、市民の負託と期待に応えられる議会の実現に寄与するものと考えております。

議員定数を削減すればそれで解決する問題ではあると思いますが、やはり議員というのは、市政の予算なり決算なりお金のことで、無駄遣いしないでください、税金のこた

んですからしっかりやってくださいねというふうに提言する仕事もございます。その中でも、やはり議会の中でもしっかりと無駄がないのか、そういったことを考えたときに、私はこの2名減でもしっかりと葛城市議会、機能できると本当に考えております。議員の皆様におかれまして、これらのことを十分に勘案していただきまして、本案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、本条例の施行期日につきましては、次の市議会議員一般選挙から適用するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、発議第3号、葛城市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定につきましての提案理由及び内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りまして、何とぞご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

奥本議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、横井晶行議員。

横井議員 私は賛成です。当たり前だと……。

奥本議長 横井議員、今、質疑です。

横井議員 質疑ですか。すいません、また。

奥本議長 ほかにございませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 それでは、3点ほど質問させていただきます。

今回の改正に当たりましては、葛城市議会基本条例に従いまして、理由を付して発議するというふうになっております。手元にその理由について、ございます。先ほど杉本委員の趣旨説明と重なるところはありますけれども、私はこの発議に付した理由、これに関わって質問をさせていただきます。

1つは議員定数削減の目的を次のように書いております。本市の硬直化した財政状況に鑑み、議会においても議員定数を減らし、それによって生じる財政的な効果を教育や福祉予算に充当することにより、地方自治の本旨である市民福祉の向上に寄与することを目的に、議員定数を削減しようとするものであります。つまり、議員定数削減の目的が、財政上の問題のみ書いてあります。これだと、議員が少なければ少ないほど住民福祉に貢献するということになりかねないと思いますので、本来議会の市民福祉の向上の寄与、これはどういう形で寄与されるというふうに杉本議員がお考えなのか。これ、議会活動の根幹に関わる問題でありますので、財政上のことではなくて、本来の議会活動の本旨をどのようにお考えか、お伺いします。

2番目です。削減人数を2人とした理由ということで3項目挙げております。先ほどご紹介がありました議員1人当たりの人口とか、あるいは可住地面積、これについての比較をおっしゃいました。そこでこう書いてあります。いずれの市議会においても議員活動に支障は

生じておりません。しかし、これはどの程度の範囲でこのような調査をされたのでしょうか。実際に議員活動に支障が生じていないということについて、どの程度把握されて、このように述べておられるのか、調査をされたのか、このことについて伺います。

それから、3点目でございます。議員2人が1年間欠員であった期間の実績ということで、先ほども紹介がありましたが、問題なく議会運営を行えた実績がありますというふうにおっしゃいましたけれども、これについても、実際にどうだったのか。常任委員会を兼務された方、2つの常任委員会の両方の委員会に入らなければならない方もいらっしゃるって、これは議案審査の調査研究等、分析等なかなか大変だったろうと思うんですが、こうした問題なく議会運営を行えた実績がありますとありますけど、この根拠は一体何なのか。私が聞いているのと少し違いますので、どういうものを根拠にこのように判断されてるかということについて伺います。

奥本議長 5番、杉本議員。

杉本議員 まず、少なければ少ないほど議会としてはいいのかという質問に対して、先ほども僕、申し上げたつもりなんですけども、少なければ少ないという意味ではございませんでして、やはりこの前の無投票によって、偏った地域の方々から聴いてる、全般的に言えることなんですけども、どこまで調査されるというのは、僕はこの提案説明で調べることは調べましたけども、あくまで今、谷原委員がおっしゃったみたいに、私の認識と違うとおっしゃったんで、私もその認識、私の認識の中で、調査というわけではなくて、僕個人で聴くだけしかできないんで、その辺は。それ以外の調査というのは、正直なところ、しておりません。

少なければ少ないほうがいいというわけではなくて、やはり今のこの葛城市議会の現状を鑑みたときに、私は2名多いのではないかなと考えております。そして1年間2人でやって、委員会の兼務をされた、僕もそのうちの1人でございますけれども、そういったふうに委員会構成も各委員会1人ずつ、これ、2名という理由の1つなんですけども、1人、1人、削減することによって、委員会構成を変えるだけで、今の現段階で人数合わせの議会なんかやっても意味ないんで、ただ単に少数精鋭でもよろしいからやってみようというお話を今、させていただいております。減ればいいということじゃなくて、しっかりと少数精鋭でもいいですから、きっちりとした議論が行われる、市民の声を聴く、全体的に言えることなんですけども、支障ないというのは、僕の周りとかいろんな方に聴いても、市民の皆さんの声を届けるというのも我々議会の仕事ですから、それに関しては支障がないと考えております。

以上です。

奥本議長 杉本議員、1点目の市民福祉の向上にどのように寄与するかというところだけ、もう少し踏み込んでお願いします。

杉本議員。

杉本議員 削減したお金を市民の皆さんへ行政が使ってくれたら、福祉向上、それは一定数ありますけども、そこが目的では、僕の書き方もちょっと難しいところがあったんですけども、そういった意味ではなくて、やはり先ほど申し上げましたけども、福祉とかいろんなことをする

にしてもお金が必要でしょうという、市政を行うに当たって。そのときに議会としても、予算決算でも理事者の皆さんに無駄がないかと、ちゃんと税金使ってくださいと言うてる割に、葛城市議会の中には無駄がないかと。その無駄を我々、私は今、こうやって削ったと。2人削ったらこのタブレットにしても削減できるわけですし、事務局の方々の負担も減るわけで、そういったことで無駄を省いて、我々も市議会として無駄を省きましたから、やっぱり皆さんも税金使うときは無駄なく使ってくださいということを言える、それが私はこの削減の最大の理由だと思っております。

以上です。

奥本議長 谷原議員。

谷原議員 1点目については、ちょっとちゃんと答えていただけなかったのかなと思います。目的が、まさに財政上の理由になってるということであります。そうであるならば、それが今回の議決でその理由が認められるならば、もう歯止めがない、はっきり申し上げて。私は議会には使命があると思っておりますので、その使命とは、我々が持っている議員必携にもきちっと書いてあります。いわゆる政策の実現と行政の監視であります。それが、この目的、減らすことによってどうなるのかということがちょっと明確でないのかなというふうには思いました。

それから2つ目です。議員活動に支障がない、少数精鋭というふうにおっしゃいましたが、そこでちょっとお聞きしたいんです、これ、再質問になりますけれども。市民の声を反映するということでは、少数意見のある固まりが、その背景で議員になってくる方ということのを排除してはならないと思うんです。つまり、議員定数を減らしますと、当然当選ライン、当選に必要な票が上がります。そうすると、まさに一定数の少数意見であってもその固まりの持ってる背景として出てくる方が非常に少なくなって、要は市民の大きな意見、大きな固まり、そうした方しか議会の声として反映できなくなると思うんですけれども、この点について、市民の声を反映することに問題ないとおっしゃいましたけれども、そもそも定数が減って、当選ラインが上がるということについて、少数の意見がなかなか反映しにくくなるということについてはどうお考えかお伺いします。

奥本議長 杉本議員。

杉本議員 それが選挙なんで、それが少数になりましたから、少数意見が通らなくなるというのをどうお考えですかという、それが通常選挙だと思いますので。かといって、ほんなら今の段階で、最大の僕が思ってるのは、やっぱりその次の選挙のときにも同じような結果だったらまずいでしょうという話もあると思うんです。それも踏まえて、今、お考えいただきたいと思うんですけれども、少数意見というのは通りにくいのは、選挙になると当然のことでございます。ただそれに関して、前も無投票でございましたし、今の議会の状態を鑑みたときに、13でいいんじゃないかという私の判断でございますので、その辺はちょっとご理解いただきたいと思います。

奥本議長 谷原議員。

谷原議員 これもちょっとかみ合わなかったかなとは思いますが、議員の成り手という問題は、

またこれは日本全国様々なところで本当に議会としても努力されているところがあると思います。議員定数を減らせば、じゃあ、無投票になるのか、次、無投票になったらまた減らすのか。こんなことで基準はない。こんなことで、私は議会議員定数を決めることはできないと思います。やはり客観的な基準、議会の使命に照らしてどうか、そこから私は判断すべきだと思いますので、あまり、無投票ということが議論の発端になったにしても、このことはまた別の問題であるということを指摘させていただいておきます。

以上です。

奥本議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

1 番、西川善浩議員。

西川議員 私は発議第 3 号、葛城市議会議員定数条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、葛城市議会の議員定数に関しましては、平成16年10月1日の旧新庄町と旧當麻町の合併によって、当初は市町村の合併の特例に関する法律の適用を受け、31名でスタートをしました。その後、平成17年11月の改選時に合併協議会で協議され、定められた北葛城郡新庄町及び同郡當麻町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書により、当時の法定定数26人より8名少ない18名の定数となりました。その後、平成23年に地方自治法の一部が改正されたことによって、これまでの人口区分に応じて定められた議員定数の上限というのが撤廃されました。各自治体が条例で定めることになりました。平成24年12月に、次の一般選挙から適用するとして、議員定数を15名とする条例を制定されました。これにより、平成25年の改選から15人の定数となって現在に至っております。

このように、本市にあっては、2度にわたって議員定数を削減をしているという事実がまずございます。その中で、令和3年10月の市議会議員選挙が行われた際に、無投票による選挙となってしまったことがきっかけとして、現在の葛城市の議員定数は適正なのか、また、人口が減少している自治体で叫ばれている議員の成り手不足であったのか、定数だけではなく、議員報酬、政務活動費の支給状況についても絡み合うのではないかとということで、議会改革特別委員会において、現在の葛城市議会の状況を客観的に調査することになりました。令和3年11月から令和5年9月までの約2年間にわたり、講師を招いての研修や行政視察による研修を重ね、葛城市議会の議員定数の位置は一体どこにあるのかということ客観的に様々な角度とエビデンスから分析した数値をもって、葛城市議会議員定数・報酬・政務活動費に関する基礎調査報告書をまとめることができました。その結果、議員定数に関しましては、全国815市との比較、人口段階別からの比較、常任委員会数、また、人口比例、面積人口から考察したどの分析結果から見ても、現在の定数15名を上回る結果となりました。この内容を本年8月に議会市民懇談会を開催させていただいたときにもご報告をさせていただき

ました。その際にアンケートを取らせていただいたときには、約5割の方が、現状の定数でよい、約3割の方が減らすほうがよい、約1割の方が増やすほうがよいといった結果でございました。また、本市議会は、様々な議案を2つの常任委員会に付託する常任委員会方式を取っております。より一層議論を深め、慎重に議決をしていくことにしております。今回、議員定数を2減する発議が出されておりますが、そうなれば、2つのあるうちのどちらかの常任委員会は6人での運営になってしまいます。常任委員会は、半数の出席で委員会成立となります。そうなれば、3名で委員会が成立になってしまうということになります。その際に、委員長と、例えば副委員長を除くと、委員というのは1人となってしまうことから、これでは、やはり十分な議論というのができずに、市民の方々の負託に応えることができず、議案自体が形骸化されていくおそれがございます。ここまでが客観的な事実を基に分析したことによる定数削減に反対する理由でございます。

ここからは、私の政治信条による反対理由でございます。

まずもって自ら議員自身が定数削減をすることによって、議員不要論を自ら助長させる傾向になること、ポピュリズムに流され、安易に定数削減をすると、議会の弱体化を招き、二元代表制のバランスを崩し、さらに、行政に対する監視機能や、政策提言の低下も否めません。地域住民との関係にあつては、少数派の意見や多様な民意の吸収においてもおろそかになることは明らかでございます。また、議員定数を削減すれば、現職議員の強みが増すことで、選挙の際に、若年層や女性などの多様な人材の進出が難しくなることが予想され、期の積んだ議員に有利に働く傾向がございます。新たに本市の未来を担っていきたいと思う芽を摘むことにもなりかねない。また、ある市のように、首長も議員も同じ政党として多数を占めるようなところでは、議事をスムーズに進めるために定数を減らし、議案の成立を迅速化してきた歴史はあると思いますが、どこにあつても、議員定数削減は当てはまるものではございません。自治体ごとで地域性も踏まえて考えなければならないものでございます。

葛城市にあつては、合併以降20年を迎え、これから先も発展し続けなければなりません。また、葛城市は、県内で唯一自立持続可能性自治体に位置づけられている希有な団体でございます。これにあつては、本当に先人のたゆまぬ努力の上に成り立っておるところでございます。私たちは、その受け取ったバトンを次の世代に受け渡していかないといけないのです。本市の現状にあつては、議員定数を減らすという選択をするよりも、議会が市民の代表機関として適切な役割を果たし、先人から受け継いだ財産をよりよく、より大きく、より美しく発展させるために、議会の機能強化を図るとともに、女性や若者など多様な人材が活躍し、まちづくりに参画できる環境を整備することが最も重要と考えるのでございます。葛城市を諦めるわけにはいかないのです。

以上の理由から、私は発議第3号、葛城市議会議員定数条例の一部を改正することについて、反対とさせていただきます。

最後に、本市の発展を憂う皆様、議会の役割と尊厳を知っておられる皆様なら、私の思いに賛同していただけるものと信じ、私の反対討論とさせていただきます。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

2 番、横井晶行議員。

横井議員 先ほどの続きになります。私は賛成であります。

私は市民第一を掲げてまいっております。世論は一体右にあるのか左にあるのか、一体世論はどちらなのか、それは私なりに、ランダムサンプリングではありませんが、情報収集しました。やはり市民の流れは議員定数削減なのです。私はそこに清き一票を入れないと、私が人間不信に思われます。やはり、我々は、議員は、倫理、道德、信義を大事にする次第であります。やはり皆さん、ここは議員定数削減に賛成であります。

以上。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

9 番、松林謙司議員。

松林議員 私は、このたび発議第 3 号につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

現在の葛城市議会の適正な議員定数を客観的に調査検討するために、令和 3 年 12 月に、株式会社地方議会総合研究所から講師をお招きして、葛城市の基礎調査について報告を受けました。その自治体の適正な議員定数の算出方法、算出根拠は様々ありますが、その報告によりますと、葛城市の議員定数は決して多くはないということで、葛城市の適正な定数は 18 人ぐらいということでありました。葛城市は他市と違って、人口も 2024 年 7 月の時点で 3 万 7,825 人と微増、増えております。また、適正な議員定数を考える計算方式におきましても、現在の議員定数である 15 人を上回る結果が出ております。

葛城市は、議員定数を削減するべきではないと思いますが、2021 年 10 月 17 日、葛城市議会議員選挙は市制施行以降初めて無投票による選挙となりました。無投票となった原因はどこにあるのか。様々の意見が出され、議論されるところであります。どこに問題があったのかという明確な理由、根拠はなかなかすっきりと明らかににはなりません。私の考えは、定数を削減するかどうかについては、慎重かつ丁寧に結論を出すべきであろうと思います。例えば、実証主義というか、現状の定数 15 人のまま、もう一度市議選に臨み、それでも無投票になった場合には、どこかに問題改善点があるということで、思い切った定数減も考慮した施策を考えるべきであると考えます。したがって、発議第 3 号につきましては、反対をいたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

12 番、増田順弘議員。

増田議員 私、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどからございましたように、私も議会改革特別委員ということで、前年度まで、議論の中でいろいろお話を聞かせていただきました。客観的な調査等によって、葛城市の定数に関しては多くないという、先生、講師等のご意見を頂戴しました。また、データによりましても、同じような結果が出ておりました。

ところが、先ほどございましたように、前回の選挙において無投票という結果になりました。これによって、市民の方々がどのような感情を抱かれたかということでございます。ポピュリズム等のご意見もございましたけれども、私は、選ばれる重要性というものを痛感を

いたしました。選んでもらって議員になると、この重要性を十分考慮に入れると、2名減ということに賛同をさせていただきます。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 私は、議員定数条例改正に反対の立場で発言をいたします。

私は先ほど、西川議員の発言を聞いて、大変感銘を受けました。西川議員はこの間、議会改革特別委員会委員長として、本当に多様な意見、その委員会の中での様々な激しい意見をよく踏まえて、よく研究されて、そのことを披露させていただいた。聞いていまして、私も大変勉強になりました。そういう委員長が、やはり葛城市の将来を踏まえたときに、今ここで削減すべきでないというふうな発言は、私は大変議会としても重たいものだと思えなければならぬのではないかと感じた次第であります。

それでは、定員削減反対の立場から討論いたします。

議会の使命は、地方公共団体の政策をつくる過程及びその政策の実施過程に住民の代表として多面的に参画することを通じて、住民福祉の向上を図ることにあります。また、執行機関の行財政の運営や事務処理、事業の実施が全て法律にかなない、適正、公平、民主的、効率的に実施されているかを批判し、監視することにあります。それらの使命を果たすためには、人口比あるいは市域面積にふさわしい議員定数が必要であり、また、行政の監視が行き届くにふさわしい一定数の議員数が必要となります。まさに議員の定数は議会の根幹に関わる問題であります。そのために、葛城市議会基本条例におきましては、第16条において、議員定数について次のように定めています。第1項、議会はその役割及び責務を果たすことができるようになることを前提として、議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。第2項、議員定数の基準は、市の人口、面積、財政力及び事業課題並びにこれらの類似市の議員定数と比較検討し、市民の意見を十分に考慮して決定するものとするであります。

では、今回のこの定数削減については、議会基本条例のこれらの文言にかなっているのでしょうか。大前提は議会の役割及び責務を果たすことができるようになることであります。定数を削減すれば、それだけ議会による行政の監視は弱まり、市民の多様な意見を反映させることはできなくなります。また、市政の現状と課題から照らしてどうでしょうか。若い世帯の転入が続き、子育て、教育の課題は山積しております。他方、高齢者世帯の増加に伴う課題も葛城市は増えております。議員定数を削減すれば、こうした課題解決のための政策形成及びその実施過程に、地域住民の声を反映することに不足することになるのではないのでしょうか。

さらに、議員定数の在り方については、市の人口、面積類似都市の議員定数との比較を議会改革特別委員会において調査してまいりました。その結果は、調査報告書として公表しておりますけれども、いずれの指標におきましても、葛城市の議員定数は17名ないし18名が妥当という結論であります。現状の15名は少ない、それを更に2名削って13名にする、まさに議会の自殺行為ではないのでしょうか。また、市民の意見の聴取については、さきの議会市民

懇談会において、議員定数削減に反対する発言が複数の市民からもありました。削減を求める意見と拮抗しておると考えます。つまり、議会の使命を果たす上でも、市政の現状と課題に照らしても、さらに、客観的指標に基づく基準におきましても、あるいは市民の意見聴取におきましても、議員定数をこれ以上減らす理由はどこも見当たりません。議会の定数は市民の問題でもあります。市民の意見を本当に十分聴取してきたと言えるでしょうか。市民の間での議論が深まったと言えるでしょうか。こうしたことを深めることが、市議会を支える市民の方をつくり出すとも言えます。議員定数は将来の議会の在り方にも大きな影響を与えます。したがって、現在の議会を構成する我々が、議員定数の改変を判断する場合には、葛城市議会基本条例にあるように、客観的な指標を尊重して、慎重に判断すべきであると考えます。その客観的な指標は先ほど述べたとおりであります。議会の機能を弱め、ひいては市民の市政の関わりを弱める本改正には反対いたします。来年10月には市議会議員選挙があります。この時期に定数を減らせば、当選ラインが上がるわけですから、立候補を抑制することになってしまいます。市民の政治参加の門戸を狭めることになります。

以上をもって反対の理由といたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

11番、川村優子議員。

川村議員 私は、発議第3号、葛城市議会議員定数条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論をさせていただきます。

議会の機能とは、監視機能、そして政策立案機能、議会運営機能、こういったことが挙げられます。我々議会は、この機能を高めることを常に目標として、日々、その課題に向き合っております。

私は、市民の声を多くいただく、こんな機会を、前議長としても多くいただきました。議会中のインターネット中継を見て、お電話があったり、ご意見も何度も何度もいただきました。その内容は、議員の資質向上についてであります。非常にたくさんのご意見の中で、私たちは、市民の声を聴く方法について、先ほど議員1人当たりの人口についての説明がありましたけれども、直接行政に市民の声を聴いてもらうという在り方、そしてまた、議員に聴いてもらう、そして、さらに、今、いろいろなインターネットを通じたSNSの普及によって、そういった個人からSNSのツールを用いての情報、意見もいただいている。こんな様々なツールが今、増えている、この時代の背景から、市民が求めていく議会の在り方について、市民意識というものも少し変わってきているのではないかと考えます。

民主主義の根幹から見ましたら、多くの議員がいることにはこしたことはないですが、市の財政も潤沢にあるわけでもなく、議員定数と市の財源を考えますと、議員の資質向上を更に高めていければ、議員定数を見直すことはまだできると考えます。議員活動において、議員は日々調査研究をし、議員間で積極的に議論を交わして、ともに政策提言を行う仕事をしなければならないのです。

このように私が考える理由には、まず議員の資質向上を第一義として、議員定数削減をされた自治体に、私たちは、その考え方など、研修を重ねました。我々市議会も市民懇談会や

アンケートなどで調査をしまして、また県内においても、それぞれ12市、ぎりぎりの定数で議会運営をされている実情も12市の交流の中で聞いております。また、葛城市議会は過去において、2名の欠員があった、そういった議会運営は行えたという経験値からも、2名の減ということは可能ではないかと考えております。

昨今、全国的に議員の成り手不足というのが非常に問題となっている中でございますが、葛城市もまた、前回の選挙で無投票でございました。なぜ無投票になるのか、様々な要因があると思いますが、この取組として、全国的にも主権者教育というものを積極的に進められている。主権者教育ということも多くの方が、政治に関心を持っていただくという、そういったことが、やはり一番大切である。若い方が政治に興味を持っていただいて、そしてその若い方が立候補しやすいような、立候補しない理由に、ひょっとしたら議員報酬も理由の1つかもしれないんですけれども、そういった多くの人たちが、選挙ということに足を向けてくれる世の中をつくっていかねばならないということを痛感しております。市民懇談会でもいろいろとご意見は出されましたけれども、また参考にしながら、議員報酬についても議論を深めなければならないと思っております。

私は、まず議員の1人の職責を全うする資質向上を目的として、議員定数を減らして、中身の濃い議会をつくり上げていくことが大事なのではないのかと、そういった理由で私の賛成討論としたいと思います。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

7番、吉村始議員。

吉村議員 私は発議第3号、葛城市議会議員定数条例の一部を改正することにつきまして、賛成の立場で討論をいたします。

私、提案された杉本議員がおっしゃっていたように、もともと多いというふうに思っていたわけではございません。私は議員定数につきましては、議員数の減少、これを第一にするというのではなく、葛城市の現状を鑑みまして、葛城市議会、私どもの市議会の現状を鑑みて、これはもう削減やむなしということで意見を述べたいというふうに思います。

まず、私も議会改革特別委員会の委員でおりまして、それから市議会の議員定数とか、あるいは報酬、政務活動費に関する基礎調査報告書というものを議会改革特別委員会でも出しましたけれども、これによりましたら、今、15人というのは決して多い数字ではないというふうに書かれている、これはもう事実でございます。また、前にも私、委員会で申し上げましたけれども、私は、議会の持っている大きく3つの機能があるんじゃないかなと思います。1つは、執行機関をしっかり監視するというチェック機能、それから、市民の皆さんの意見をしっかりと市政に届けるという伝達機能、それからあと、議員の政策立案能力とか機能、そういった3つの機能があります。議員を減らすということは、こういったものが一般的には弱体化するという懸念があると、これは事実であろうと思います。ただ、今、15人、私ども議会議員がおります。このことについて、ちゃんと、今し方申し上げたような3つの機能がしっかりと機能しているのか、十全に働いているのかというと、私はそうではないというふうに考えるものであります。人数というよりも、やはりしっかりと、一人一人の議員の資質

向上と、そして議会全体としての役割を十全に果たしていこうとする中でありましたら、やはり私は、人数を減らして、そして1人当たりの議員の質の向上を図ることが、これは私はやむを得ないというふうに考えるものであります。

一般論としては、先ほど申しましたように、議員が数を減らせば、例えば多様性が減る、そして、また、いろんな市民の声が届きにくくなるというふうなことはあろうかと思います。しかし、あくまでも、前回の市会議員選挙で、無投票でありました。これはきっかけにすぎないと思います。ただ、これによって、実際に議会の運営に当たって、様々な問題を間近で感じている者といたしまして、私は、この議員定数の削減というものは、これは現時点ではやむを得ないというふうに感じているものでございます。

以上をもちまして、私はこの削減につきましては賛成ということで、私の意見を述べたいと思います。

以上です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

3番、柴田三乃議員。

柴田議員 私は発議第3号、葛城市議会議員定数条例の一部を改正することについて賛成の立場で討論いたします。

多くの賛成の議員の方の理由と、大変重なるところはあるんですけれども、前回の選挙で無投票であったことが議員定数削減の議論の1つのきっかけになったのではないかと思います。議会改革での調査報告の中で、無投票になったのは、市民の方が議会に魅力を感じていないのではないかという報告がありました。私もそのとおりだなというふうに思っております。

より魅力的な議会にするために、この際定数を削減して、市民の代表としてふさわしい人が選ばれる確率を高くして、市民の方の厳しい目で選んでいただく環境をつくることが大事ではないかと考えております。

議員が減ると市民の声が十分に届かないのではないかというお声もありましたが、確かに少し前だったらそういうこともあったと思うんですけれども、現在は、ほかの賛成の議員の方もおっしゃっているように、メールやSNS、そして、Zoomやスカイプといったテレビ電話という機能もありますし、逆に若い方、そしてマイノリティーの方にとっては、案外こういった方法のほうが、私たちに声を届けていただけるのではないかというふうにも思っております。

2名減というのは、今ある2つの常任委員会の委員人数構成を1名ずつ減らせば運営に支障がなく、逆にそれぞれの議員の方が切磋琢磨して委員会に臨むことができるのではないかと思います。精鋭な議員で構成される魅力ある議会にするためにも、定数削減は必要であると考えます。

以上、私の賛成討論とさせていただきます。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第3号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 ボタンの押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、発議第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

去る4日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして本定例会が閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出されました意見や要望を真摯に受け止められ、令和6年度事業の執行並びに令和7年度の予算編成に当たられますよう要望し、私の閉会の挨拶とさせていただきます。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月4日に開会されました令和6年第4回葛城市議会定例会が、15日間の全日程を終えさせていただき、本日をもって閉会の運びとなりました。議員の皆様方には、長期間にわたりまして、ご提案申し上げました各案件について慎重なるご審議を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見等を真摯に受け止め、職員一丸となって、葛城市の更なる発展の

ため鋭意努力をしてまいり覚悟でございます。議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

奥本議長 以上で令和6年第4回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後4時52分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 奥本 佳史

議 会 副 議 長 西川 善浩

署 名 議 員 横井 晶行

署 名 議 員 柴田 三乃